

北海道営住宅条例（平成9年条例第11号）第3条の9第2項から第5項、第3条の10第3項、第3条の11及び第3条の12に規定する「知事が定めるもの」は、次のとおりである。

令和5年4月3日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 北海道営住宅条例（以下「条例」という。）第3条の9第2項に規定する「知事が定めるもの」は、住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第一号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準（ただし、公営住宅の借上げの場合は同法第2条第1項第三号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1（3）の等級4の基準）を満たす措置とする。また、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。）を行う措置とする。
- 2 条例第3条の9第3項に規定する「知事が定めるもの」は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8-1（3）イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①cの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①dの基準）及び評価方法基準第5の8の8-4（3）の等級2の基準を満たす措置とする。
- 3 条例第3条の9第4項に規定する「知事が定めるもの」は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級3の基準（木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級2の基準）を満たす措置とする。
- 4 条例第3条の9第5項に規定する「知事が定めるもの」は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4-1（3）及び4-2（3）の等級2の基準を満たす措置とする。
- 5 条例第3条の10第3項に規定する「知事が定めるもの」は、道営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6-1（2）イ②の特定建材を使用する場合には、同（3）ロの等級3の基準を満たす措置とする。
- 6 条例第3条の11及び第3条の12に規定する「知事が定めるもの」は、別に建設部長が定める「ユニバーサルデザインの視点に立った住戸等の技術基準」を満たす措置とする。